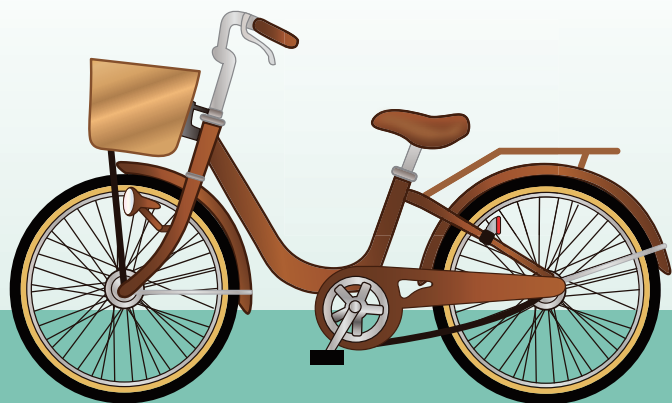


大切な自転車!

万一の時のために

自転車組合加盟店の



自転車盗難補償制度

この度は、弊店の自転車をお買い上げいただき、ありがとうございます。

当店は、大切な自転車を安全に安心してご利用いただけるよう、自転車盗難補償制度の登録店契約をしておりますので、この制度にご加入いただくことによって万一お買い上げの自転車が盗難にあわれた場合は、3千円を自己負担いただくことにより現品の給付が受けられます（本体購入金額が10万円を超える場合の補償金額は10万円を限度とします）。ただし、代品の価格が支払われる補償金の額より高い場合は、その差額を自己負担していただくこととなります。補償期間は加入依頼書に記載した加入日の翌日の午前0時から1年後の始期当日の午後4時までとなります。（詳細は裏面をご覧ください）

お買い上げ自転車本体の購入金額	掛け金
10,000円から15,000円まで	900円
15,000円を超え20,000円まで	1,100円
20,000円を超え25,000円まで	1,300円
25,000円を超え30,000円まで	1,500円
30,000円を超え35,000円まで	1,700円
35,000円を超え40,000円まで	1,900円
40,000円を超え45,000円まで	2,100円
45,000円を超え50,000円まで	2,300円
50,000円を超え55,000円まで	2,500円
55,000円を超え60,000円まで	2,700円
60,000円超	4,300円

被害にあっても
これで安心だね!



1. 補償の範囲（概要）

お買い上げの自転車、盗難により損害（オプションパーツ、装飾品、車両本体以外の物は補償の対象ではありません。）を受け全損となった場合に、3千円を自己負担いただくことにより、本体購入金額相当の現品1台の現物を受け取ることができます（本体購入金額が10万円を超える場合の補償金額は10万円を限度とします）。ただし、代品の価格が支払われる補償金の額より高い場合は、その差額を自己負担していただくことになります。（登録費用、納車整備費用は別途必要になります）ただし、次のような損害は、補償の対象になりません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ③ 保険契約者または被保険者の親族または使用人が行った、または加担した盗難によって生じた損害
- ④ 保険の対象またはその保管場所を警備する者が行った、または加担した盗難によって生じた損害
- ⑤ 保険の対象の保管場所に宿泊または居住する者が行った、または加担した盗難によって生じた損害
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動の際における盗難によって生じた損害
- ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議の際における盗難によって生じた損害
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難によって生じた損害
- ⑨ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災の際における盗難によって生じた損害
- ⑩ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災の際における盗難によって生じた損害
- ⑪ 豪雪、雪崩等の雪災または雹災の際における盗難によって生じた損害
- ⑫ 火災、爆発または放射能汚染の際における盗難によって生じた損害
- ⑬ 盗難のために生じた火災または爆発によって生じた損害
- ⑭ 発生後60日以内に覚知することができなかった盗難によって生じた損害
- ⑮ 棚卸しの際に発見された数量の不足の損害

2. 告知業務

加入依頼者に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、代品の交付ができないことがありますので、ご注意ください。

3. ご加入後に被保険者の住所等を変更した場合には下記問い合わせ先までご連絡ください。

4. この補償契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この補償契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

5. 盗難事故が起こった場合の手続き

損害が生じたことを知った場合には、直ちに所轄警察署に届け出るとともに、遅滞なくお買い上げ販売店にご連絡ください。なお、保険の適用に際しては、本加入者証、警察の届出受理番号等をご提出いただきます。また、保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

6. このチラシは自転車盗難補償制度の概要についてご説明したものです。

このチラシは自転車盗難補償制度の概要について記載しています。ご不明の点がありましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

尚、本制度の補完的な位置づけとして神奈川県自転車商協同組合を契約者として、保険会社と盗難保険契約を締結しております。

（お問い合わせ先）

神奈川県自転車商協同組合
〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸2丁目16番23号
神奈川サイクル会館8F
TEL 045-311-6168 FAX 045-311-6154